

第4章 環境配慮計画書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画審査書は、令和5年9月14日に川崎市より送付を受けた。

環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表4-1(1)～(3)に示すとおりである。

表4-1(1) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>【全般的事項】</p> <p>本事業は、既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備事業である。対象計画案において、「位置・規模」については、本事業は既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備であり、複数の対象計画案は想定されないとしている。「配置・構造」については、供用している既存施設と既存計画を前提として、「等々力緑地再編整備実施計画」改定案に対する市民意見等を踏まえて、等々力緑地内の主な施設の再編の考え方や配置案等を絞り込んできたとしている。その上で、「等々力緑地再編整備実施計画」で示した事業手法実現のため、「等々力緑地再編整備・運営等事業」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく特定事業として選定し、本事業の趣旨・目的を踏まえ、実現性が見込まれ、かつ、地域活性化や地域課題の解決が期待できる事業者の提案に基づき、事業を推進していくものとし、複数の対象計画案は設定せず、本環境配慮計画書において重大な環境影響の回避・低減を図るために、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行う対象計画案は、単一案としている。</p> <p>対象事業の立案等に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画案の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査結果の内容を踏まえること。</p>	<p>現在、計画の詳細検討を進めているところであり、現時点で検討している環境配慮の内容は、条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）（p.23～25 参照）に記載しました。今後、審査結果を踏まえ、環境配慮事項について更なる検討を行っていきます。これらの内容は、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）に記載します。</p>

表 4-1(2) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>(1) 対象計画全般に関する事項</p> <p>ア 脱炭素社会の実現に向けて、本市では市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入や次世代自動車等の普及促進の取組が進められていることから、温室効果ガスの削減に向けた対策について検討すること。</p>	<p>本事業における温室効果ガスの削減に向けた対策については、エネルギー効率の優れた設備機器の採用に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用を検討していきます。現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.24 参照）に記載しました。</p> <p>また、環境影響評価項目「温室効果ガス」を選定し、本事業の供用時における温室効果ガスの排出量及びその程度について予測及び評価を実施いたします（p.154～155 参照）。なお、調査、予測及び評価の結果等は、条例準備書で記載します。</p>
<p>イ 暑さ指数（WBGT）による指標を用いた評価等を参考に、様々な公園利用者の視点を踏まえ、適切と考えられる環境配慮や環境保全対策を検討すること。</p>	<p>本事業においては、緑地内の樹林地及び水辺を可能な限り保全するほか、新設樹林系緑地や広場系緑地の創出等により、現状の暑熱対策の機能を将来も維持していく方針です。また、四阿の整備、スポーツ施設の観客席への屋根の設置等を検討していきます。</p> <p>現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.23～24 参照）に記載しました。</p>
<p>ウ 外周園路の整備にあたっては、既存の樹木について可能な限り現位置で保全する等更なる配慮に努めること。</p>	<p>外周園路の設計については、川崎市から求められている設計条件等に基づき、利用者の利便性や交通安全等を考慮しつつ、関係機関と協議しながら検討を進めています。外周園路の整備及び等々力緑地全体の再編整備を進める中で、可能な限り樹木の現位置での保全に努めてまいります。</p>

表 4-1(3) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>エ SDGs、持続的社会の構築に向けて、誰もが心地よく過ごせる等々力緑地として障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すること。</p>	<p>本事業においては、利用者への配慮として、誰もが安全に利用できる園路の整備や、バリアフリー動線の確保等をしていく計画です。また、車いす使用者用駐車スペースの確保や、インクルーシブ遊具の設置等、障がい者が安全かつ快適に利用できる配慮を検討しています。現時点で検討している環境配慮の内容は、条例方法書（p.23 参照）に記載しました。</p>
<p>(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項</p> <p>条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>条例方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の方法等について記載しました。</p> <p>なお、選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果等は、条例準備書で記載します。</p>

